

税法上の優遇措置について

1 当会への寄附金は「特定公益増進法人に対する寄付金」として取り扱われます

当会は東京都より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、税法上の特定公益増進法人となり、当会への寄附金は、税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。

(法人税法第 37 条第 4 項・第 77 条 1 項 3 号及び所得税法第 78 条・第 217 条 1 項 3 号)

2 法人の方の寄附の場合

(1) 寄附金の損金算入限度額

①公益法人への寄附金の特別損算入限度額

$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額 } 0.375\%) \times 1/2$

②一般寄附金の損金算入限度額

$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額 } 0.25\%) \times 1/4$

(2) 寄附金の損金算入額の計算

一般寄附金と特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対する寄附金とがある場合(注 2)

支出寄附金の額(注1) $- \left[\begin{array}{l} \text{一般の寄付金の損金} + A \\ \text{算入限度額} \end{array} \right] = \text{損金不算入額}$

A 次のイとロのいずれか少ない金額

イ 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損算入限度額

ロ 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額

(注) 1 支出寄附金の額には、国、地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金の額は含まれません。

2 公益法人等が特定公益増進法人等に対して支出した寄附金については、この適用がありません。

3 個人の方の寄附の場合

(1) 所得控除 $\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000) = \text{控除後所得金額}$

寄附金額のうち、所得控除額は総所得金額等の 40%相当額が限度

(2) 税額控除 $\text{所得金額} \times \text{所得税率} - (\text{寄附額} - 2,000) \times 40\% = \text{税額}$

税額控除額は、所得税額の 25%が限度

※税額控除は、税額控除対象の公益法人への寄附が対象です。

4 お問い合わせ

税制は、毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、国税庁ホームページでご確認のほどお願いいたします。

当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものでない可能性があります。

→ [国税庁ホームページ](#)